

福祉・高齢者

令和7年4月1日現在

都留市には、次のような独自の補助金制度がありますので、ご利用ください。なお、補助金を受けることのできる要件や補助額等の詳細につきましては、各問い合わせ先にお尋ねください。

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
1	特殊詐欺被害防止対策機器設置費補助金	高齢者の電話による特殊詐欺被害を未然に防止するための機器の導入に係る費用の一部に対し補助金を交付します。	満65歳以上の方が居住する市内の住居に、電気通信事業者又は市内事業者から、対象となる特殊詐欺の被害を防止するための機器を導入した方	補助金の額：特殊詐欺被害防止対策機器の購入又はレンタルに要した初期費用の3/4の額（上限2万円）	市民課 市民窓口 担当
2	高齢者安全運転支援装置設置費補助金	高齢運転者による交通事故防止及び事故時の被害軽減を図るため、自動車の急発進等抑制装置を設置費用の一部を助成します。	個人の用途に使用する自動車に装置を設置した本市に住所を有する65歳以上の方	補助金の額：自動車の急発進等抑制装置の設置費用の1/2の額（上限3万円） 1車両につき1回限り	地域振興課 地域振興 担当
3	身体障害者自動車改造費助成金	障がい者が所有し、かつ運転する自動車の操向装置、駆動装置等の改造に要する経費の一部を助成します。	身体障がい者手帳の1級若しくは2級を所持する上肢・体幹機能障がい者又は3級以上の下肢機能障がい者で、自らが所有し、かつ、運転する自動車の一部を改造する必要がある方	助成金の額：障がい者が所有し、かつ運転する自動車（1台に限る）の操向装置、駆動装置等の改造に要する経費（上限10万円）	福祉課 障がい者 支援担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
4	重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業	障がい者の社会参加を促進するため、タクシー初乗り運賃の額を助成します。	身体障害者総合等級 1, 2 級、療育手帳 A の所持者 ただし自動車税の減免及び燃料費助成対象者・施設入所者を除く	助成金の額：利用 1 回につき国土交通大臣の認可を受けた山梨県 B 地区のタクシーの普通車初乗運賃の額の範囲内の額。助成の対象となる利用回数限度は、年間 24 回。 ※交付枚数は、申請月から申請年度末（3 月まで）の月数を 2 倍とする 例：令和 7 年 4 月に申請した場合 計算方法：12 カ月分（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）× 2 = 24 枚	福祉課 障がい者支援担当
5	軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	補聴器購入にかかる経費の一部を助成します。	身体障がい者手帳の交付対象にならない軽度・中等度の難聴児（18 歳未満）	助成金の額：補聴器購入にかかる経費と基準額の 100 分の 106 に相当する額とを比較して少ない方の額の 2/3 の額	福祉課 障がい者支援担当
6	身体障がい者補助犬狂犬病予防注射補助金	補助犬を利用し飼育する身体障がい者が補助犬に狂犬病予防接種を受けさせた場合に当該予防接種の費用を助成します。	身体障がい者補助犬を利用する身体障がい者で、その補助犬が狂犬病予防接種を受けた場合	補助金の額：対象となる予防接種の費用 ※補助犬 1 頭に月、同一年度に 1 回とする	福祉課 障がい者支援担当
7	成年後見人等報酬助成金	成年後見人の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者等に対して助成します。	成年後見人の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方	成年後見人等に対する報酬付与の審判で決定された報酬の全部又は一部を、支援対象者の生活の場が在宅にあっては月額 28,000 円、施設入所中にある場合は月額 18,000 円を上限として助成	福祉課 障がい者支援担当 長寿介護課 包括支援担当
8	身体障害者自動車運転免許取得助成金	身体障害者の就労を容易にする等その積極的な社会参加を促進するために自動車運転免許の取得に要する経費について助成金を交付します。	身体障害者手帳の障害の級別が 1 級又は 2 級の者（ただし、体幹機能障害にあっては 3 级以上、下肢機能障害にあっては 4 級以上の者）	助成金の額：教習料の 2/3（上限 10 万円）	福祉課 障がい者支援担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
9	介助用自動車 購入等助成金	自動車をリフト付き等に改造もしくは改造する自動車の購入にかかる経費の一部を助成します。	①身体障がい者手帳の総合等級 1 級又は 2 級を所持する者であって、下肢機能障害又は体幹機能障害により移動に際し車いす等を使用している在宅の方 ②「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」に規定するランク B 又はランク C に該当する 65 歳以上の者であって、移動に際し車いす等を使用している在宅の方 ③①、②に掲げる者の介助者であって、当該障害者又は高齢者と生計を一にする方	助成金の額：自動車をリフト付き等に改造もしくは改造する自動車の購入にかかる経費と基準額（60 万円）とを比較して少ない方の額の 2/3 の額	福祉課 障がい者 支援担当
10	地区敬老会補助金	地域で老人週間前後に敬老会を開催する際に要する費用を補助します。	敬老会実施団体	補助金の額：敬老会を開催する年度の翌年の 4 月 1 日において 70 歳以上の高齢者の参加人数に 1 千円を乗じた額 ※新型コロナウイルス感染状況により補助内容が変わる場合があります。	長寿介護課 高齢者福祉担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
11	介護保険サービス利用者負担額助成事業	低所得者で、特に生計が困難である者に対し、介護保険法に定める介護保険サービスの利用者負担額を助成します。	介護保険法に定める介護保険サービスの利用者で、低所得のため特に生計が困難である方	介護保険サービスの利用者負担額に、対象サービスごとに規定する率を乗じた額 ①訪問介護及び介護予防訪問介護 2.5/10 ②訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護 5/10 ③通所介護及び介護予防通所介護 2.5/10 ④認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護 2.5/10 ⑤小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 2.5/10	長寿介護課 高齢者福祉担当
12	認知症カフェ運営事業補助金	認知症の方やその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことができる認知症カフェの運営等に要する費用を補助します。	認知症カフェを設置する方	・認知症カフェの開設に係る設備整備費（上限 10 万円） ・施設借上料（上限カフェ開催 1 回当たり 1 万円） ・講師招へい費（上限カフェ開催 1 回当たり 15,000 円） ・運営費（上限カフェ開催 1 回当たり 5,000 円） ※参加者から費用を徴収する場合は、要した経費から徴収費用を差し引いて助成します。	長寿介護課 包括支援担当
13	元気な都留市「いーばしょ」づくり事業補助金	高齢者などの通いの場である「いーばしょ」の運営等に係る費用を補助します。	「いーばしょ」づくりを行う団体	・「いーばしょ」を開催する会場の段差解消などの改修費用（上限 20 万円※一度補助対象とした場合には 10 年間は補助対象とはなりません。） ・施設借上費用（上限月額 2 万円） ・備品購入費（上限 10 万円※一度補助対象とした場合には 10 年間は補助対象とはなりません。） ・講師招へい費用（上限年額 12 万円※1 回当たり上限 2 万円） ・「いーばしょ」開催に要する運営費（上限年額 10 万円※1 回当たり上限 2,000 円）	長寿介護課 包括支援担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問合せ先
14	認知症高齢者等位置情報検索機器導入費補助金	在宅の認知症による徘徊のある高齢者等を介護する家族等に対し、位置情報検索機器の導入費用を補助します。	市内に居住する認知症高齢者等を介護する親族等で位置情報検索機器導入に係る費用を負担した方	補助金の額：徘徊探知端末（位置情報検索専用のものに限る）の購入に要する費用（上限1万円） ※市高齢者等SOSネットワーク事業へ登録していることなどの要件があります。	長寿介護課 包括支援担当